

飼料備蓄・増産流通合理化事業

実施主体

公 募 要 領（三次）

令和7年5月

農林水産省畜産局

第1 総則

飼料備蓄・増産流通合理化事業のうち国産飼料増産対策事業に係る事業実施主体の公募については、この要領に定めるとおりとします。

第2 目的

本事業は、飼料生産組織の人材確保・育成の取組、子実用とうもろこし等国産濃厚飼料の生産・利用を図るための実証の取組、飼料作物種子の備蓄の取組を支援することを目的とします。

第3 公募対象事業の事業内容及び応募者の要件等

1 公募対象事業の内容等

公募対象事業の内容、補助率、応募者の要件等は、別表のとおりとします。

2 申請人

公募対象事業の応募者は、応募に当たって、当該組織の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者（以下「事業代表者」という。）を申請人とすることを要することとします。この場合において、事業代表者は、補助事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第4 補助対象経費の範囲

1 公募対象事業の補助の対象となる経費は、「国産飼料増産対策事業実施要領」（以下「実施要領」という。）の別表に掲げるもののほか、実施要領の各別紙にそれぞれ記載されているもののうち、事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。

2 応募に当たっては、補助事業期間中における所要額を申請していただきますが、事業実施計画等の審査の結果、申請のあった金額から減額する場合があります。なお、補助事業等で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご注意ください。

3 申請額については千円単位で計上してください。なお、補助金の支払は、原則として、事業終了後の精算払となります。

第5 申請できない経費

1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。

（1）不動産取得に関する経費

（2）本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）

（3）事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

（4）事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)
- (6) 国の他の事業による補助金を受けた経費
- (7) その他当該事業の実施に関連のない経費

第 6 事業実施期間

公募対象事業の実施期間は、交付決定の日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

第 7 事業実施主体の審査

1 審査の方法

別表の地域組織事業についての事業実施主体候補者の選定は、応募者が所在する地域を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）において、第 11 の 2 の（3）に掲げる書類について確認を行い、申請内容等について審査して行うものとします。応募内容について確認が必要な場合には、必要に応じ、地方農政局から提出書類の内容について問合せをすることがあります。審査の過程は応募者に通知しないものとし、問合せにも応じないものとします。また、提出書類は、返還しませんので御了承ください。

2 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

- (1) 提出された申請書類について、応募要件（応募者の要件、事業期間等）及び事業実施計画の内容についての形式審査を実施します。

なお、応募要件を満たしていないものについては、（2）以降の審査の対象から除外されます。

- (2) 審査は、3 に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募者に対しヒアリング、問合せ又は資料の要求を行うことができるものとします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取することができるものとします。

- (3) （2）の結果を踏まえ、事業実施主体候補者を選定します。

3 審査の観点

審査の観点は、以下のとおりです。

- (1) 事業執行体制の妥当性

事業を執行するために必要な体制（人員、事務処理体制、管理体制）を有しているか。

- (2) 事業執行方法の妥当性

取組内容、取組手法が明確であるか。

- (3) 事業計画等の妥当性

- ① 事業計画等（事業内容、事業費等）が適当であるか。
- ② 本事業の実施能力を有しているか。
- (4) 補助金管理体制の妥当性
補助金の管理が適正に行われるよう、会計規程を整備済みであり、適正な執行体制を有しているか。
決算時において、財務状況が健全な団体であるか。
- (5) 交付決定取消の原因となる行為の有無
応募書の提出から過去3年以内に国からの交付決定取消を受けていないか。
- (6) その他考慮する事項
事業ごとに①から③について考慮。
 - ① 障害者の就労の有無
障害者が就労しているか（加点される事業があります。）。
 - ② みどりの食料システム法に基づく計画認定の有無
事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者が環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は基盤確立事業実施計画の認定を受けているか（認定を受けている場合は加点される事業があります。）。
 - ③ 地域計画への位置付けの有無
事業実施主体候補者又は事業実施主体候補者を通じて受益する者が農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画等に位置付けられた飼料生産に係る担い手であるか（位置付けられている場合は加点される事業があります。）。

4 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、事業実施主体候補者を決定次第、畜産局又は地方農政局より速やかに応募者に対して通知します。

なお、審査結果の通知については、事業実施主体候補者となった旨を通知するものであり、別途必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることになります。

第8 事業の実施について

本事業は、「飼料備蓄・増産流通合理化事業費補助金交付等要綱」及び「国産飼料増産対策事業実施要領」（以下「要綱等」という。）に従い、事業を実施していただくことになります。

第9 重複申請等の制限

応募者が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消されるものとします。

- 1 同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金の交付を受けている場合又は採択が決定している場合

なお、他の事業への申請段階（採択が決定していない段階）での本事業への申請は差し支えないものとしますが、他の事業への申請内容、採択の結果により、本事業の

審査対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付の決定が取り消される場合があるものとします。

2 不適正経理に伴う応募資格の停止

競争的研究資金の不合理的な重複及び過度の集中の排除等に関する指針（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）に準じて、不適正経理があった者については、一定期間、本事業への参加を認めないこととします。

第 10 採択後の事業代表者の責務等

補助金の交付決定を受けた事業代表者は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

1 事業の推進

事業代表者は、要綱等を遵守し、事業実施上のマネジメント、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、全て事業代表者の下で一括して行うものとします。

2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金については、次の点に留意の上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）等が適用されるものとします。
- (2) 「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年 9 月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）に基づき、畜産局長は補助事業等の厳正かつ効率的な執行を遵守することとされたことを踏まえ、事業実施主体は、本事業の実施に当たっては、計画的かつ的確に遂行しなければならないものとします。
- (3) 事業の一部を他の民間団体等に委託した場合、事業代表者は、補助事業全体の責任者として、配分先における補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理等、以下同じ。）状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないよう十分注意するとともに、会計検査担当者と協力して、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるよう努めなければならないものとします。
- (4) 事業代表者及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、国の契約及び支払に関する諸規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。
- (5) 補助金の交付を受けた事業実施主体及び事業の一部の委託を受けた民間団体等は、補助金に係る経理管理を、当該組織の会計部局等において実施するものとします。
なお、特殊な事情により、当該組織の会計部局等に補助金の経理管理を実施させることができない場合は、国内に居住する経理能力を有すると認めた者（学生を除く。）に経理管理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めるものとします。

- (6) 補助事業の実施に当たり、人件費を補助対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき人件費を算定するものとします。

3 事業成果等の報告及び発表

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければならないものとします。

また、農林水産省は報告のあった成果を事業実施主体の承諾を得て公表できるものとします。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業による成果であること、論文の見解が農林水産省の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については農林水産省に提出しなければなりません。

第 11 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

別記様式により、応募書を作成し、提出期間内に提出してください。

2 応募方法

提出期間、提出先及び提出書類等については以下のとおりです。

(1) 提出期間

令和 7 年 5 月 28 日（水曜日）から令和 7 年 6 月 10 日（火曜日）17 時まで（必着）とします。

(2) 提出先・問合せ先

- ・ 応募者の所在地：北海道

北海道農政事務所生産支援課

〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22

電話：011-350-7656（直通）

メールアドレス：rakuchiku_hn@maff.go.jp

- ・ 応募者の所在地：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北農政局生産部畜産課

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1

電話：022-221-6198（直通）（内線 4093）

メールアドレス：tohoku_chikusan_info@maff.go.jp

- ・ 応募者の所在地：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、

神奈川県、山梨県、長野県、静岡県

関東農政局生産部畜産課

〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1

電話：048-740-0027（直通）

メールアドレス：tikusan_kanto@maff.go.jp

- ・ 応募者の所在地：新潟県、富山県、石川県、福井県

北陸農政局生産部畜産課

〒920-8566 石川県金沢市広坂 2-2-60

電話：076-232-4317（直通）

メールアドレス：tikusan_hokuriku@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：岐阜県、愛知県、三重県

東海農政局生産部畜産課

〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2

電話：052-223-4625（直通）

メールアドレス：tokai_chikusan_info@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿農政局生産部畜産課

〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町

電話：075-414-9022（直通）

メールアドレス：kinki_chikusan_siryo@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

中国四国農政局生産部畜産課

〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1

電話：086-224-4511（代表）

メールアドレス：tikusan_ka.chushi@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州農政局生産部畜産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1

電話：096-300-6286（直通）

メールアドレス：kyusyu_chikusan@maff.go.jp

- ・応募者の所在地：沖縄県

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課畜産振興室

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

電話：098-866-1653（直通）

メールアドレス：okinawa.chikusan.v4f@ogb.cao.go.jp

（3）提出書類

以下の書類を提出してください。提出書類は返還しません。また、機密保持には十分配慮します。

- ・ 応募申請書類チェックシート（別添1）
- ・ 飼料備蓄・増産流通合理化事業実施主体応募書（別添2）
- ・ 事業実施計画書（要綱等に定める事業内容ごとの事業実施計画の様式に準じて作成）
- ・ 応募者の経歴（概要）、応募者の定款（又は規約）など応募者の活動が分かる資料

※ 応募書類の提出は、原則として「郵送、電子メール、又は宅配便（含バイク便）」とし、やむを得ない場合には提出先に連絡して確認の上、「持参」することができま

す。なお、電子メールでの提出の場合は、提出先に連絡してください。

- ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって郵送してください。提出書類一式を1つの封筒に入れ、「飼料備蓄・増産流通合理化事業実施主体応募書在中」と表に朱書きをして提出してください。なお、余裕を持って投函するなど、提出期間内に必着するようにしてください。
- ※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効になります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して御提出ください。
- ※ 応募書類の差替えは固くお断りいたします。
- ※ 応募書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください。（様式は農林水産省ホームページからダウンロードできます。）
- ※ 応募書類を電子メールにより提出する場合には、電子メールの件名を「飼料備蓄・増産流通合理化事業の応募書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載した上で、提出先のメールアドレスに送付してください。
また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7メガバイト以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合には、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」としてください。
また、送付後、必ず、メールが届いていることの確認を提出先に行ってください。
- ※ 応募申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

第12 公示への委任

この要領に定めるもののほか、本事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めま
す。公示は、農林水産省のホームページに掲載することにより行います。

別記様式

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住所
称号又は名称
代表者氏名

飼料備蓄・増産流通合理化事業実施主体への応募について

飼料備蓄・増産流通合理化事業に係る公募要領第 11 の 1 に基づき、別添のとおり応募します。

添付資料

〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇

別添 1

応募申請書類チェックシート

応募事業名	○○事業 (○○)
--------------	--------------

注：○○事業（○○）については、別表の「事業名」及び「事業メニュー及び内容」欄の事業のうち応募する事業名を記載する。

応募者 チェック欄	様 式	申 請 書 類
☐	別記様式	公募申請書
☐	別記様式 別添 1	応募申請書類チェックシート
☐	別記様式 別添 2	飼料備蓄・増産流通合理化事業実施主体応募書
☐	実施計画書様式	事業実施計画書
☐		応募団体の概要、定款（又は規約）、業務方法書など活動が分かる資料
☐		直近の総会資料（財務諸表を添付すること） ※事業実施主体の分のみで可。

注 1：申請書類について漏れがないかチェックのうえ、郵送時は本紙も提出してください。

2：本紙は、応募 1 件ごとに 1 枚作成してください。

(別表)

事業メニュー及び内容等について（地域組織事業）

事業名	事業メニュー及び内容	補助率	応募者の要件	備考
国産飼料増産対策事業				
国産濃厚飼料生産の推進	(1) 国産濃厚飼料の生産技術実証 ① 国産濃厚飼料生産技術実証推進 ② 国産濃厚飼料生産技術実証	定額 1 / 2 以内	国産飼料増産対策事業実施要領別紙2の第3の1のとおり	1 申請額が予算額を上回る場合、地方農政局の審査（採点）結果を畜産局で取りまとめ、以下の基準で予算の配分を行う。 (1) 審査点数の高いものから順に予算を配分。 (2) 同点の場合は、国庫補助金総額が少ないものを優先。 2 障害者が就労している場合には、審査時に加点。